



ハッピーごまちゃん®

広報

やしお

No.787

平成28年
(2016年)

6月号

毎月10日発行

QRコード



●発行／八潮市 ●編集／秘書広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール hishokoho@city.yashio.lg.jp

やしお840メール配信中
空メール画面になるので何か一文字入れて送信してください。



人形落としの様子



パン食い競走の様子

高齢者と障がい者の スポーツの祭典

5月21日、エイトアリーナで、「第44回八潮市高齢者と障がい者のスポーツの祭典」が開催されました。
この祭典は、市内の社会福祉協力校の小学生、ボランティア推進校の中学生などの協力により行われ、協力者を含め約1000人の方々が来場しました。
熱気と応援の歓声であふれた会場では、「人形落とし」「パン食い競走」「玉入れ」などさまざまな競技が行われました。

☎ 社会福祉課 内 316

夏季の節電にご協力をお願いします

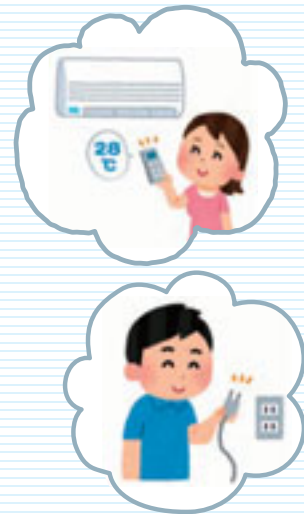
今夏の電力需給は、電力の安定供給に最低限必要とされる予備率3パーセント以上を確保できる見通しとなりました。

しかし、気温上昇による需要増などに伴う供給力不足のリスクがありますので、無理のない範囲で家庭や職場での節電にご協力をお願いします。

☎ 企画経営課 内 885

▶節電の取り組み例◀

- ・エアコンの設定は、室温28度を心掛ける。
- ・「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげる。
- ・無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。
- ・冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。
- ・日中の不要な照明は消す。
- ・テレビは省エネモードに設定するとともに、画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消す。
- ・温水洗浄便座は、温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。若しくは、使用しないときは、プラグを抜く。
- ・ジャー炊飯器でお米を炊く場合は、早朝にタイマー機能で1日分炊き、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。
- ・使わない機器は、主電源を切るか、コンセントからプラグを抜くなどして待機電力を減らす。



6月30日は、市県民
税・国民健康保険税・
介護保険料の各第1期
の納期限です。

**安全・確実・便利な
口座振替で納付をお
願いします。**

市の人口と世帯数

平成28年(2016年)5月1日現在

前月比

人口	86,430人	(+136人)
男	44,931人	(+68人)
女	41,499人	(+68人)
世帯	38,517世帯	(+151世帯)

今月の主な内容

高齢者在宅福祉生活支援サービス／
介護保険制度のお知らせ／
「第2次八潮市環境基本計画」を策定 …… **2～3**

情報公開制度・個人情報保護制度の
実施状況 …… **4**

平成27年度下半期財政状況の公表 …… **5**

おしらせHOTコーナー …… **6～9**
案内・催し・募集

7月各種無料相談／840伝言板 …… **11**

はびベジ博スタンプラリー2016／
市民課からのお知らせ …… **12**



詐欺に注意しましょう

【振り込め詐欺被害防止合言葉】▶現金は、本人にしか渡しません。▶振り込みません。知らない人の口座には。▶すぐ相談。電話で「お金」と言われたら。

高齢者在宅福祉生活支援サービス

高齢者が住み慣れた地域の中で安心した生活を送ることができるよう、高齢者在宅福祉生活支援サービス事業を実施しています。

緊急時通報システムサービス

緊急通報端末機器を貸与します。急病などで緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行います。

■市内に住所を有する65歳以上で、電話回線を有し、次のいずれかに該当する方

▼一人暮らしで虚弱な方

▼高齢者のみの世帯で、世帯員が虚弱な方

▼家族がいる方で、長時間一人暮らしと同様の状態となる虚弱な方

■無料※回線使用料（基本料金）、屋内配線使用料および通話料は自己負担



緊急通報端末機
ペンダント型無線発信機

救急医療情報キットの配布

救急医療情報キットに入れた医療情報を参考に、救急隊員が適切な対応を行います。

■健康に不安があり、次のいずれかに該当する方

▼65歳以上で一人暮らしの方

▼高齢者のみの世帯に属する方

▼心身に障がいのある方で一人暮らしの方

のいずれかと化粧とマニキュアおよび眉カット

■利用回数 年4回※福祉理美容券は、交付枚数が申請月で異なります。

■無料

間長寿介護課 ☎447

▼65歳以上または心身に障がいのある方で、長時間一人暮らしと同様の状態（日中一人で家で過ごすなど）の方

■無料

徘徊高齢者家族支援サービス

発信装置による位置探知システムを活用して、徘徊している高齢者を早期に見出し、家族の負担軽減を図ります。

■徘徊の症状が見られる認知症の高齢者を介護する同居家族

■毎月利用料は市が負担、利用開始に係る費用（1万円）は利用者負担

紙おむつ給付サービス

毎月1回、必要とする1種類を決められた枚数分、自宅へ届けます（申請月の翌月から給付開始）。

■市内に住所を有する65歳以上で、要介護4または5と認定された方

家具転倒防止器具等取付サービス

地震に備え、転倒防止器具などを取り付けします（1世帯につき家具3点まで）。

■次のすべてに該当する世帯

▼市内に住所を有し、生計中心者の当該年度の住民税が非課税

▼家具転倒防止器具などを取り付けられる方がいない世帯

▼次の①～④のいずれかで構成される世帯①65歳以上の方②身体障害者手帳1～3級を有する方③療育手帳A～Bを有する方④精神障害者保健福祉手帳1級を有する方※②～④に該当する世帯は、障がい福祉課（☎428）へご相談ください。

■無料

訪問理美容サービス

寝たきり状態の高齢者で、理美容店に通うことが困難な方に対し、理容師または美容師が訪問し、カットなどのサービスを提供します。

※利用日については、事前に各理容・美容店に確認してください。

配食サービス

昼食または夕食のいずれか

寝具クリーニングサービス

乾燥殺菌（4月・10月）および丸洗い殺菌（7月・1月）を行います。

■市内に住所を有する65歳以上で、寝たきり状態となり、寝具の洗濯および乾燥が困難な方（寝具の手入れができる方が同居している世帯は対象外）

■無料

高齢者居室等整備資金融資制度

居室、浴室、トイレなどの増改築または改造工事をするために必要な資金を融資します。

■市内に引き続き2年以上住所を有する方で、60歳以上の親族と同居している方または同居しようとする方

■融資限度額 最高200万円

■償還方法 元金均等月賦償還（償還期限 10年以内）

高年齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃の差額3万円を限度として助成します（転居後の家賃が6万円を超えた部分は対象外）。

■次のすべてに該当する世帯

▼民間賃貸住宅の取り壊しなどにより民間賃貸住宅へ転居する世帯

▼本市に引き続き2年以上住所を有する65歳以上の方のみの世帯

▼生計中心者の当該年度分の市民税が非課税

▼生活保護を受けていない世帯

生きがい活動通所支援サービス

老人センターすえひろ荘で、身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動などで1日を過ごします（送迎あり）。

■市内に住所を有する60歳以上の一人暮らしなどで、家に閉じこもりがちな方

■無料（昼食代は自己負担）

日常生活用具給付等サービス

火災警報器、電磁調理器などを給付または貸与します。

■市内に住所を有する65歳以上で一人暮らしの高齢者など

■所得税課税状況により無料・全額負担の7階層

介護マークの無料配布

介護中であることを周囲に理解してもらうために「介護マーク」を配布しています。



介護マーク

介護保険制度のお知らせ

介護保険は、介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

間長寿介護課 ☎443

申請から介護サービス利用までの流れ

■65歳以上の方または40歳から64歳の方で特定疾病が原因で介護や支援が必要な状態となった方

①申請 長寿介護課へ申請してください（地域包括支援センター、ケアマネージャー、民生委員などの代行可）。

※認定の結果が出るまで、申請後1カ月ほどかかります。

②審査・判定 市の要介護認定調査員が自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。また、市から主治医に意見書の作成を依頼し、それらの結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会が本人の状態を審査し、別表の要介護状態区分のいずれかまたは非該当と判定します。

③結果通知

原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と認定の結果が記載された保険証が郵送されます。

④ケアプラン作成 ケアプランとは介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことで。要介護1～5と認定された方は指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプランの作成を依頼してください。

※指定居宅介護支援事業者一覧表は、申請時に窓口で配布されます。要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。

⑤サービスを利用

サービスの内容を決定後サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際は、原則として費用の1割を利用者が負担します（一定所得以上の方は自己負担が2割になります）。

※在宅でサービスを利用する場合、要介護度に応じて1カ月に利用できる金額に上限が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は全額利用者が負担することになります。

別表

要介護状態区分	要支援1	介護予防サービスを利用できます。
	要支援2	
	要介護1	介護サービスを利用できます。
	要介護2	
	要介護3	
	要介護4	
	要介護5	
非該当		介護サービスの利用はできませんが、介護予防事業をご案内しています。

3面に続く

65歳以上の方の介護
保険料

介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。その割合は次のとおりです。

介護保険の財源(利用者負担は除く)

Category	Percentage
公費 (Public expenditure)	50%
保険料 (Insurance premium)	28%
この分を65歳以上の皆さんで負担します (This part is borne by everyone aged 65 and over)	22%

**この分を65歳以上の
皆さんで負担します**

40～64歳の方の
保険料

なお、介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。

65歳以上の方の
介護保険料の算定の方法

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」をもとに決まります。

※基準額：5万7300円

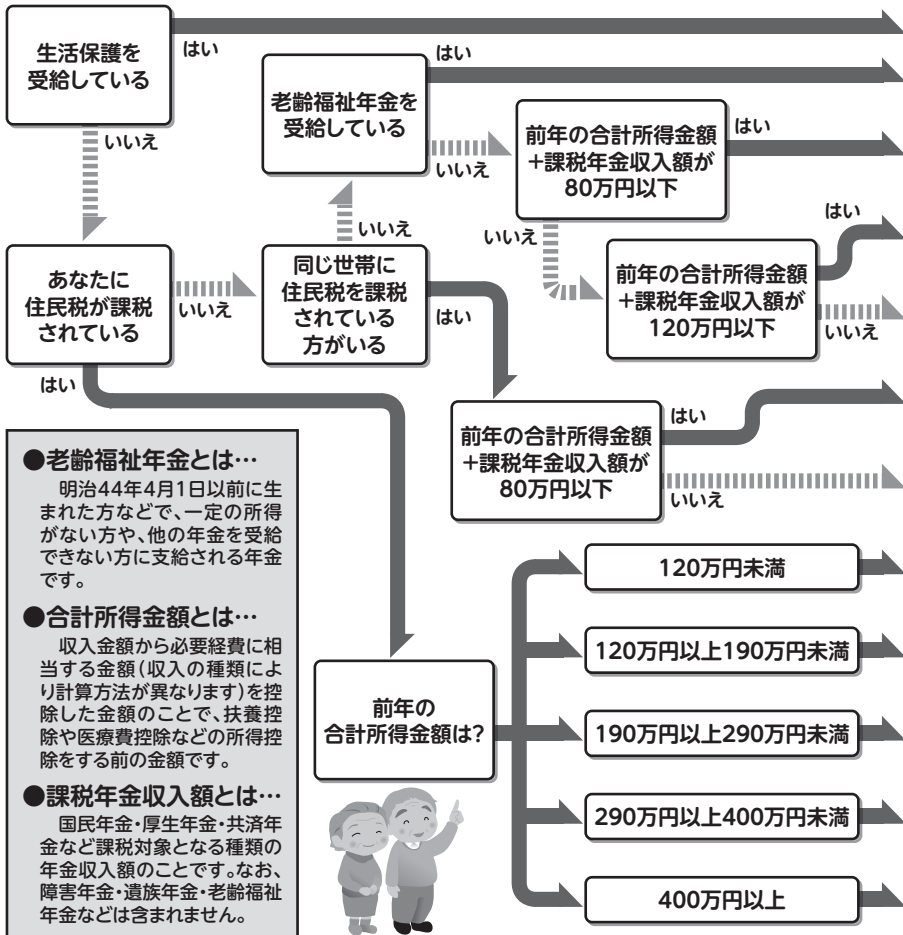
（八潮市で必要な介護サービスの総費用に65歳以上の方の負担分22パーセントを掛け、八潮市に住む65歳以上の方の人数で割った額）

人数で割った額)

※40歳から64歳までの方の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決められます。

あなたの保険料段階を確認しておきましょう

\ スタート! /



所得段階	対 象 者	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	25,700円 (基準額×0.45)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	37,200円 (基準額×0.65)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	42,900円 (基準額×0.75)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	51,500円 (基準額×0.90)
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	57,300円 (基準額)
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	68,700円 (基準額×1.20)
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	71,600円 (基準額×1.25)
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	85,900円 (基準額×1.50)
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	91,600円 (基準額×1.60)
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	100,200円 (基準額×1.75)

「第2次八潮市環境基本計画」を策定

この計画は、本市の環境行政を取り巻く情勢の変化や、前計画の進捗状況や課題などを踏まえたうえで、環境の保全等に関する長期的な目標、施策の方針、その他の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。計画期間は、平成28年度から37年度までの10年間です。

望ましい環境像

環境の保全等に関する長期的な目標として、八潮市の将来の望ましい環境像を「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」と定めています。

計画の推進

望ましい環境像と環境目標の実現に向けて、市・市民・事業者による日常生活や事業活動にあたっての環境への配慮や行動の実践が不可欠です。

また、互いに連携して環境活動を実践するような、協働による取り組みが重要です。

皆さんも一緒に取り組みましょう

- ・空き缶や空きビン、空きペットボトル、たばこなどのポイ捨てをやめましょう。
- ・食材は無駄なく使い、油は拭き取るなどしてできるだけ排水口に流さないようにしましょう。
- ・夏の冷房時の室温は28度、冬の暖房時の室温は20度を目安にしましょう。
- ・地域で環境活動などを行う市民団体に参加したり、活動に協力したりしましょう。
- ・身近な環境や地球環境について関心を持ち、家族や身近な人と考え、理解を深めましょう。

環境目標

1 自然環境分野：きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然がともに生きるまち

発展を続ける都市づくりとの調和を図りつつ、きれいな水と豊かな緑に恵まれた八潮の自然を守り、自然とふれあいながら生活を営んできた暮らしを財産として、次の世代に引き継ぎます。

2 生活環境分野：健康で安心した生活を送ることができるまち

公害の未然防止の観点から、大気汚染や水質汚濁、土壤汚染などの対策を講じるとともに、人の健康や自然の生態系を脅かす有害化学物質などによる問題に対応し、健康で安心した生活を送ることのできる環境を確保していきます。

3 快適環境分野：快適でいつまでも住み続けたいと思うまち

公園や緑地および遊歩道を整備し、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、自然環境と調和したまちづくりを進めていきます。また、地球温暖化対策の視点も取り入れるとともに、まちの美化や清潔さを保ち、生活の快適性を実現していきます。

4 地球環境分野：温室効果ガスやごみの排出量が削減された地球環境を守るまち

市、市民、事業者などそれぞれの立場から、ごみ減量やリサイクルなどの省資源の推進、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入および低炭素型のまちづくりなどを通じて、持続可能な循環型社会を構築していきます。

5 環境活動分野：みんなが環境への思いやりをもち環境活動に参加するまち

人々のネットワークづくり、活動の場や機会の提供、活動を促進するための仕組みづくりなどを通じて、地域での自主的、積極的な環境活動を推進します。

第2次八潮市環境基本計画の全文と概要版は、市ホームページに掲載しています。また、市役所840情報資料コーナー、駅前出張所、八幡図書館、八条図書館で閲覧できます。

表2 情報公開制度の請求・申出内容の概要

件名	区分	決定内容
平成26年7月25日に環境リサイクル課から出された文書の一覧表	請求	部分公開
八潮市全域における平成27年1月1日現在の土地・家屋の現況図で、地番図・家屋図等のデータ	申出	取り下げ
長田義弘国際教育基金に係る平成元年からの中学生海外派遣事業に関する打合せ交渉議事録	請求	非公開
上水道事業資材単価表	請求	公開
平成20年度以降に起債された地方債（銀行等引受債）の起債条件等が記載された文書	申出	公開
八潮市における預金残高および借入金残高	請求	公開
固定系防災行政無線親局等改修工事に係る設計書	申出	公開
平成26年度に議会へ提出した路線認定・廃止・変更情報	申出	公開
平成27年6月19日入札物件の応札業者名、各応札金額、落札業者名、落札金額、予定額	請求	取り下げ
圧縮アセチレン等の届け出で工業用1,000キログラム以上で名称・所在地・緊急時の連絡先の分かるもの	申出	部分公開
平成26年度に改正された墓地条例（規則等含む。）に関する文書	請求	部分公開
墓地等経営計画説明会開催結果報告書	請求	部分公開
人権に関する意識調査報告書	申出	公開
平成27年度旧潮止揚水機場および昭和用水の在り方の再検討報告書	請求	公開
公共工事の入札時に提出される内訳書	請求	公開
市道1368号線配水管布設替工事および市道5076号線他舗装復旧工事の設計書、交通誘導員算出根拠資料	申出	公開
平成27年度基準固定資産（土地）評価事務取扱要領 固定資産税過誤納金返還金取扱要綱	申出	公開
長田義弘教育基金および長田義弘国際教育基金の運用と基金の流れに対する監査実施項目の詳細と監査実施結果の詳細	請求	公開
八潮市が認可した土地区画整理事業（H27.1.1～11.30）の「施行地区位置図」「施行地区区域図」「換地図（新・旧）」「新旧地番対照表」	申出	取り下げ
さいたま地裁越谷支部平成27年（ワ）第784号損害賠償請求事件第1回口頭弁論に係る出張命令書、復命書等の関係書類	請求	公開
八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例に関する届出書	申出	公開
八潮市消防本部が管轄する危険物第四類灯油および重油の貯蔵または取り扱う施設（屋外タンク貯蔵所・地下タンク貯蔵所・給油取扱所）に関する書類	申出	部分公開
平成27年5月26日 農業委員会意見書 平成28年2月9日 上二丁目要望書	請求	公開
旧潮止揚水機場に関する要望書	請求	部分公開
平成元年1月26日および平成16年8月6日の寄附関係書類	請求	部分公開
金融機関別起債残高（平成27年12月末現在）	請求	公開

※同種の場合は、まとめています。

表4 開示請求のあった個人情報の名称または内容の概要

件名	決定内容
身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）	部分開示
要介護認定・要支援認定等結果通知書、認定調査票、主治医意見書	部分開示
診断書（精神障害者保健福祉手帳用）	部分開示
身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）	部分開示
身体障害者診断書・意見書（聴覚障害用）	部分開示
身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）	部分開示
判定書	開示
施設入所希望受付票	開示
相談窓口等における家族の相談内容が記載された書類	不開示
自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）	部分開示

※同種の場合は、まとめています。

情報公開制度の
実施状況

情報公開制度は、市が持っている情報を皆さんの求めに応じて公開するものです。
平成27年度の請求・申出の

情報公開制度の
実施状況

受付件数および処理件数は、表1のとおりです。
また、平成27年度の情報公開制度の請求・申出内容の概要は、表2のとおりです。
▼請求 市内に在住・在勤・在学の方または市内に事務所・事業所を有する個人および法人その他の団体の方が情報の公開を請求する場合 ▼申出 「請求」以外の方が情報の公開を求める場合や公文書公開条例施行日（平成6年4月1日）前に市が作成・取得した情報の公開を求める場合

情報公開制度・個人情報保護制度の
実施状況

平成27年度の個人情報保護制度の実施状況をお知らせします。

情報公開制度・個人情報保護制度の
実施状況

平成27年度の個人情報保護制度は、「本人の請求に応じてその自己情報を開示・訂正・削除し、利用・提供を停止すること」「市が保有している個人情報を適正に取り扱うこと」を定めた制度です。

個人情報保護制度の
実施状況

平成27年度の開示の受付件数および処理件数は、表3のとおりです。
また、平成27年度の開示請求のあった個人情報の名称または内容の概要は、表4のとおりです。

表1 請求・申出の受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	公開決定		非公開決定	取り下げなど
			公開	部分公開		
請求	19件	17件	11件	5件	1件	2件
申出	14件	11件	8件	2件	1件	3件
合計	33件	28件	19件	7件	2件	5件

表3 開示受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	開示	部分開示	不開示
開示請求	23件	23件	7件	12件	4件

※訂正・利用停止請求および請求の取り下げなどはありません。

八潮市役所

☎048-996-2111

📅日時・期間

📍場所

👤対象

📄内容

📎持ち物

👤定員

💰費用

📄申し込み

🗣️問い合わせ

表1 一般会計の予算執行状況

平成28年3月31日現在

歳入 予算現額合計 313億7,892万9千円 収入済額合計 289億539万7千円(92.1%)		歳入科目の説明	
市 税	151億6,563万9千円 154億7,638万8千円(102%)	区 分	予算現額 説 明
国庫支出金	52億7,852万1千円 46億5,696万2千円(88.2%)	市 税	151億6,563万9千円 市民税、固定資産税、都市計画税など
市 債	24億7,010万円 4億4,620万円(18.1%)	国庫支出金	52億7,852万1千円 市が行う特定の事務・事業に対して国から支払われるお金
諸 収 入	20億4,559万7千円 19億7,639万2千円(96.6%)	市 債	24億7,010万円 公共施設整備などのために、市が国や金融機関から借入れるお金
繰 越 金	16億2,410万9千円 16億2,411万円(100%)	諸 収 入	20億4,559万7千円 学校給食費や預貯金利子など
県 支 出 金	14億5,696万7千円 12億285万2千円(82.6%)	繰 越 金	16億2,410万9千円 前年度から持ち越したお金
地方消費税 交 付 金	14億円 15億644万6千円(107.6%)	県 支 出 金	14億5,696万7千円 市が行う特定の事務・事業に対して県から支払われるお金
繰 入 金	7億7,969万3千円 7億7,436万5千円(99.3%)	地方消費税 交 付 金	14億円 地方消費税のうち、八潮市分として交付されるお金
分担金及び 負 担 金	3億2,898万1千円 3億2,636万1千円(99.2%)	繰 入 金	7億7,969万3千円 歳入の不足額を補うため、基金(預金)から繰入れるお金
そ の 他	8億2,932万2千円 9億1,532万1千円(110.4%)	分担金及び 負 担 金	3億2,898万1千円 市が行う施策に関して特定の利益を受けた方に負担していただくお金
		そ の 他	8億2,932万2千円 地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金など

市税の内訳(収入済額)
固定資産税 75億222万4千円
市民税 57億9,736万6千円
都市計画税 12億6,965万8千円
市たばこ税 8億1,187万3千円
軽自動車税 9,526万7千円

予算現額 収入済額
()内の%は予算現額に対する収入率

歳出 予算現額合計 313億7,892万9千円 支出済額合計 281億9,640万1千円(89.9%)		歳出科目の説明	
民 生 費	120億5,366万6千円 105億1,518万4千円(87.2%)	区 分	予算現額 説 明
土 木 費	47億6,744万4千円 41億8,680万5千円(87.8%)	民 生 費	120億5,366万6千円 児童・高齢者・障がいのある方への支援などに使うお金
総 務 費	38億6,461万4千円 35億1,074万2千円(90.8%)	土 木 費	47億6,744万4千円 道路の建設・公園の整備などに使うお金
教 育 費	35億1,333万9千円 33億459万円(94.1%)	総 務 費	38億6,461万4千円 住民票などの発行、庁舎の維持・管理などに使うお金
公 債 費	32億3,866万3千円 32億3,768万4千円(100%)	教 育 費	35億1,333万9千円 学校の管理、図書館、資料館などに使うお金
衛 生 費	19億4,878万4千円 17億2,828万5千円(88.7%)	公 債 費	32億3,866万3千円 市が借りた、土木債・教育債などの返済に使うお金
消 防 費	10億2,476万7千円 9億2,646万4千円(90.4%)	衛 生 費	19億4,878万4千円 ごみの処理、保健・環境衛生、スポーツ振興などに使うお金
商 工 費	5億3,364万円 3億9,279万1千円(73.6%)	消 防 費	10億2,476万7千円 消防力・救急力の強化に使うお金
議 会 費	2億7,488万9千円 2億7,029万4千円(98.3%)	商 工 費	5億3,364万円 商業・工業の発展などに使うお金
そ の 他	1億5,912万3千円 1億2,356万2千円(77.7%)	議 会 費	2億7,488万9千円 議会の運営などに使うお金
		そ の 他	1億5,912万3千円 労働施策、農業振興、土地開発公社への補助金などに使うお金

予算現額 支出済額
()内の%は予算現額に対する執行率

平成27年度下半期財政状況の公表

市では、毎年2回、財政状況を公表しています。これは、税金などの大切なお金が、どのように使われているかをお知らせするものです。

なお、平成27年度の一般会計および特別会計は、平成28年5月31日までの出納整理期間を経て決算額となります。

どのくらいのお金を使っていますか？〈予算執行状況〉

表1のとおりです。

また、特別会計および上水道事業会計の予算執行状況は、表2のとおりです。

歳入…主に市税、国からの補助金・交付金(国庫支出金)、市の借入金(市債)など

歳出…主に児童・高齢者・障がいのある方などに使う民生費、道路・排水路に使う土木費、公園などの整備に使う土木費など

問財政課 ☎ 306



市債を活用して実施した「葛西用水親水化工事(緑町)」

市債は、長い年月利用する公共施設などを整備するため、一時的に多額の費用がかかるときに金融機関などから借り入れる資金です。整備したときの市民がすべて負担するのはなく、長期間にわたって分割して負担することにより、

借入金市債はどのくらいありますか？

表3 市債の現在高 平成28年3月31日現在

(単位:千円)

一般会計	A	25,191,127
土木債		10,049,262
特例地方債(臨時財政対策債など)		9,293,835
教育債		4,109,145
民生債		262,988
その他の市債		1,475,897
特別会計	B	26,558,468
公共下水道事業		19,709,788
大瀬古新田土地区画整理事業		822,260
西袋上馬場土地区画整理事業		1,415,500
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業		4,610,920
上水道事業会計(企業会計)	C	3,164,660
合計(A+B+C)		54,914,255

一般会計の市債は、土木債、特例地方債、教育債が大きな割合を占めています。

教育債：小中学校耐震補強・大規模改修など教育施設の整備のために借り入れたもの

一般会計の主な市債

市債は、長い年月利用する公共施設などを整備するため、一時的に多額の費用がかかるときに金融機関などから借り入れる資金です。整備したときの市民がすべて負担するのはなく、長期間にわたって分割して負担することにより、

後に利用する市民も公平に負担するしくみです。

表2 特別会計および企業会計の予算執行状況

平成28年3月31日現在
(単位:千円、%)

区 分	予算現額	収入済額	収入率
		支出済額	執行率
国 民 健 康 保 険	12,033,566	10,905,114 11,199,435	90.6 93.1
公 共 下 水 道 事 業	3,856,731	3,135,602 2,980,334	81.3 77.3
稲 荷 伊 草 第 二 土 地 区 画 整 理 事 業	271,013	285,604 197,974	105.4 73.0
鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業	157,375	155,368 59,752	98.7 38.0
大瀬古新田土地区画整理事業	427,004	438,665 309,470	102.7 72.5
西袋上馬場土地区画整理事業	811,101	772,030 533,708	95.2 65.8
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	1,725,405	1,482,436 1,142,456	85.9 66.2
介 護 保 険	4,416,214	4,199,892 3,824,516	95.1 86.6
後 期 高 齢 者 医 療	748,102	724,948 685,902	96.9 91.7

〈上水道事業会計〉

(単位:千円、%)

区 分	予算額	収入額	収入率
収 益 的 収 入	2,085,824	2,119,317	101.61
収 益 的 支 出	1,840,748	1,723,670	93.64
資 本 的 収 入	533,040	578,394	108.51
資 本 的 支 出	1,588,557	1,339,160	84.30

おしらせHOTコーナー 案内

案内

八潮市議会定例会の傍聴

平成28年第2回八潮市議会定例会を6月1日(水)から20日(月)まで開会しています。

一般質問日 6月15日(水)～17日(金)

※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと

定各日42人(当日先着順)

開議事調査課 ☎277

会議の開催

●八潮市自立支援協議会の傍聴

日6月21日(火) 午後7時～8時30分

場八潮メセナ集会室

内第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画について

定5人(当日先着順)

開障がい福祉課 ☎453

●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴

日6月22日(水) 午後2時～4時(受付は午後1時30分～2時)

場教育委員会会議室(市役所別館)

内平成27年度社会教育事業報告など

定10人(当日先着順)

開社会教育課 ☎365

●第1回八潮市都市計画審議会の傍聴

日6月23日(木) 午後2時～4時

場市役所別館A会議室

おしらせ

ほっとコーナー

ハッピーこまちゃん®

市役所の電話

996-2111

FAX

995-7367

防災行政無線

テレホンサービス

0120-840-225

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

八潮市議会定例会の傍聴

平成28年第2回八潮市議会定例会を6月1日(水)から20日(月)まで開会しています。

一般質問日 6月15日(水)～17日(金)

※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと

定各日42人(当日先着順)

開議事調査課 ☎277

会議の開催

●八潮市自立支援協議会の傍聴

日6月21日(火) 午後7時～8時30分

場八潮メセナ集会室

内第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画について

定5人(当日先着順)

開障がい福祉課 ☎453

●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴

日6月22日(水) 午後2時～4時(受付は午後1時30分～2時)

場教育委員会会議室(市役所別館)

内平成27年度社会教育事業報告など

定10人(当日先着順)

開社会教育課 ☎365

●第1回八潮市都市計画審議会の傍聴

日6月23日(木) 午後2時～4時

場市役所別館A会議室

おしらせ

ほっとコーナー

ハッピーこまちゃん®

市役所の電話

996-2111

FAX

995-7367

防災行政無線

テレホンサービス

0120-840-225

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

八潮市議会定例会の傍聴

平成28年第2回八潮市議会定例会を6月1日(水)から20日(月)まで開会しています。

一般質問日 6月15日(水)～17日(金)

※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと

定各日42人(当日先着順)

開議事調査課 ☎277

会議の開催

●八潮市自立支援協議会の傍聴

日6月21日(火) 午後7時～8時30分

場八潮メセナ集会室

内第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画について

定5人(当日先着順)

開障がい福祉課 ☎453

●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴

日6月22日(水) 午後2時～4時(受付は午後1時30分～2時)

場教育委員会会議室(市役所別館)

内平成27年度社会教育事業報告など

定10人(当日先着順)

開社会教育課 ☎365

●第1回八潮市都市計画審議会の傍聴

日6月23日(木) 午後2時～4時

場市役所別館A会議室

おしらせ

ほっとコーナー

ハッピーこまちゃん®

市役所の電話

996-2111

FAX

995-7367

防災行政無線

テレホンサービス

0120-840-225

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

八潮市議会定例会の傍聴

平成28年第2回八潮市議会定例会を6月1日(水)から20日(月)まで開会しています。

一般質問日 6月15日(水)～17日(金)

※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと

定各日42人(当日先着順)

開議事調査課 ☎277

会議の開催

●八潮市自立支援協議会の傍聴

日6月21日(火) 午後7時～8時30分

場八潮メセナ集会室

内第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画について

定5人(当日先着順)

開障がい福祉課 ☎453

●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴

日6月22日(水) 午後2時～4時(受付は午後1時30分～2時)

場教育委員会会議室(市役所別館)

内平成27年度社会教育事業報告など

定10人(当日先着順)

開社会教育課 ☎365

●第1回八潮市都市計画審議会の傍聴

日6月23日(木) 午後2時～4時

場市役所別館A会議室

後期高齢者医療保険料改定

問 国保年金課 ☎835、
埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3120

後期高齢者医療保険料率は、将来の費用と収入を見込んだうえ、2年ごとに見直しされています。

<平成28・29年度の保険料率>

	平成26年・27年度	平成28年・29年度
均等割額	42,440円	42,070円
所得割率	8.29%	8.34%
限度額	57万円	57万円

→

<後期高齢者医療保険料の計算の仕方>

(所得割率) (均等割額)

(前年の総所得金額－基礎控除33万円) × 8.34% + 42,070円 = 年間保険料

<均等割額の軽減について>

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額	変更前 (軽減後の均等割額)	変更後 (軽減後の均等割額)
9割軽減	【33万円】以下で、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)の世帯	4,240円	4,200円
8.5割軽減	【33万円】以下の世帯	6,360円	6,310円
5割軽減	【33万円 + 26万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯 ↓ 【33万円 + 26.5万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	21,220円	21,030円
2割軽減	【33万円 + 47万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯 ↓ 【33万円 + 48万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	33,950円	33,650円

→

※被用者保険の被扶養者であった方の軽減および所得割額の軽減については、従来どおり軽減されます。

八潮市住宅改修資金補助金

市内に本店などのある施工業者を利用し、お住まいの住宅改修工事をする市民の皆さんに、その費用の一部を補助する制度です。

問 商工観光課 ☎479

対象住宅

申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。なお、集合住宅は個人の専用部分とします。

補助金の額

10万円(税別)以上の工事で、工事額の30パーセント(1,000円未満切り捨て) ※上限額10万円、予算枠に達し次第締め切り

対象工事

▼市内に本店など(法人における本社または個人事業主の場合は市内に住所があること)を有する施工業者が行う、10万円(税別)以上のリフォーム工事
▼補助金の交付が決定されてから着工し、平成29年3月16日までに完了する工事
※すでに改修工事を着工している方や、改修工事が完了している方は対象外
▼建物の内外装の改修および修繕、建物の増改築など

申込資格

次のすべてに該当する方
▼申込日現在、市内に1年以上住民登録している方
▼申込日現在において市税の滞納のない方
▼対象工事が、市で実施している同様の補助制度を受けていない方
▼過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方 ※昨年度までに一度でもこの補助金を利用した方は、利用できません

申込方法

6月22日から12月28日までに、所定の申請用紙(商工観光課または市ホームページで入手)などを商工観光課窓口へ(郵送不可、6月22日から24日までは市役所第2会議室で受付)
※本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。
※案内チラシは、商工観光課の窓口で配布しています。